

1 2 歳以下の児童の緊急安全確認の調査協力をお願いします

乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の子どもについては、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成 31 年 3 月 19 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、毎年度、定期的に安全確認を行うこととされています。本年度も、こども家庭庁より「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施について」依頼があり、児童の確認を行うこととなりました。

つきましては、令和 7 年 6 月 1 日時点で、本市に住民票があるすべての 12 歳以下の児童の安全確認を行うため、乳幼児健診や令和 7 年 9 月末までの定期予防接種、各施設・学校の通園通学状況の把握を調査した結果、児童の確認ができていない場合について、児童の安全確認を図る目的で家庭訪問等をさせていただく場合がありますので、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。対象児童となった場合は、ご連絡をさせていただきます。

なお、今回の調査は、児童福祉法第 10 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に基づき実施します。

実施期間：令和 7 年 11 月～令和 8 年 2 月

対象者：12 歳以下の未就園・不就学等児童で安全確認ができていない児童

実施主体：守口市（守口市要保護児童対策地域協議会）

問合せ先：守口市こども部こども家庭センター 家庭児童相談

電話 06-6992-1655